

第2期 佐伯市

子ども・子育て支援事業計画

(見直し後の計画)

令和5年3月



大分県 佐伯市

I 計画策定の背景と趣旨

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブームには約270万人、第2次ベビーブームは約200万人ありましたが、2017（平成29）年の出生数は、94万6,065人となり、1899（明治32）年の統計開始以来、最も少なくなっています。合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、2005（平成17）年には過去最低である1.26まで落ち込んでいます。

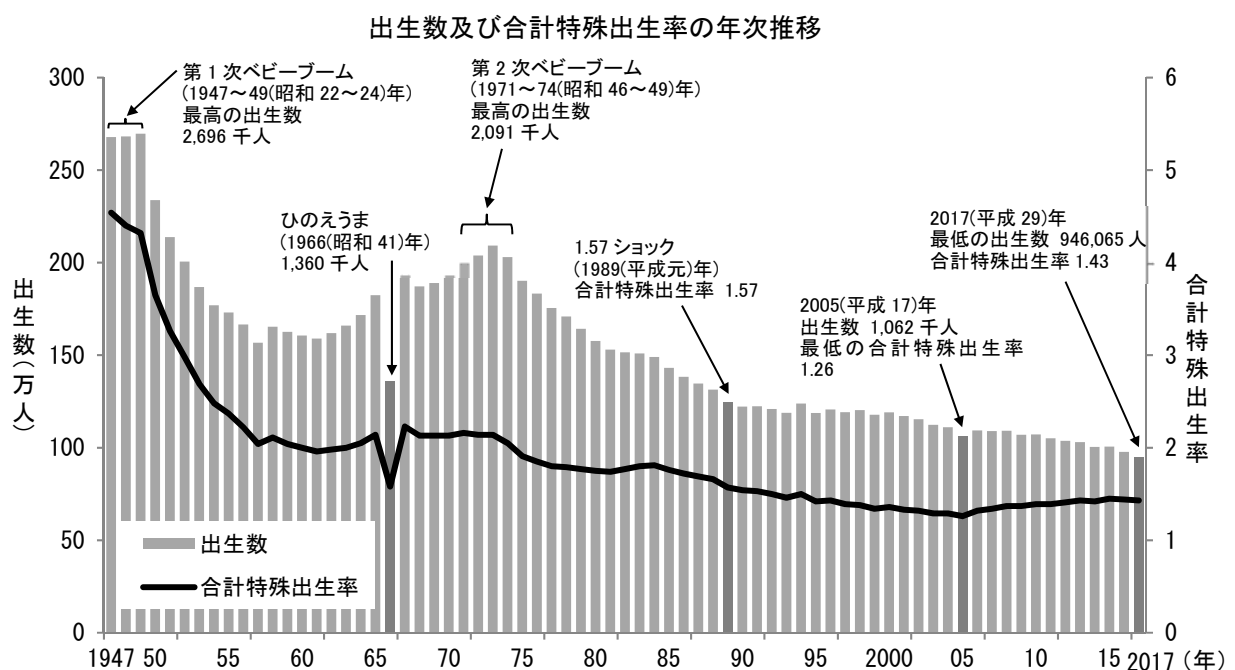
急速な少子化の進行や核家族化は、地域の人間関係の希薄化や、家庭や地域での子育て力が低下していることが、子育て支援策の重要性を改めて示しています。

第1章～第5章2は、 変更なしのため省略 （事業計画P1～P68）

無償化の方針が示され、2019（令和元）年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

本市は、2015（平成27）年3月に「佐伯市子ども・子育て支援事業計画（以下、第1期計画）」を策定し、『「いつも子どもがまんなか」～子どもの笑顔はさいきの元気、すくすく育てさいきっ子～』を基本理念とし、子育て環境の整備に取り組んできました。

2019（令和元）年度に第1期計画の計画期間が終わることから、第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画（以下、第2期計画）を策定し、子どもたちが心豊かに生き生き育つまちづくりを推進して行きます。



出所：令和元年版 少子化社会対策白書

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

自治体は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めなければいけません。

市内に居住する子どもについて、「現在の教育・保育施設等（幼稚園・保育園等）の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

保育の必要性の認定区分

【1号認定】3－5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）

【2号認定】3－5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

【3号認定】0－2歳 保育の必要性あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

(2) 1号認定＋2号認定（教育ニーズ）の見込み・確保方策

1号認定＋2号認定（教育ニーズ）実績

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①実績【人】	799	795	760	709	625

1号認定＋2号認定（教育ニーズ）量の見込み・確保方策

区分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
市全域	①量の見込み【人】	658	611	572	544	516
	②確保方策	764	764	764	632	657

※幼児数の減少が見込まれるため、実績に応じた定員設定の見直しを行い、確保方策とします。

※みなみ保育園、みなと保育園、佐伯保育園、ふれあい保育園、松浦保育園、さくら保育園のこども園化や大入島幼稚園、青山幼稚園、上浦幼稚園、上野幼稚園、大島幼稚園の閉園に伴い、定員の見直しを行いました。

(3) 2号認定（保育ニーズ）の実績・量の見込み・確保方策

2号認定（保育ニーズ）実績

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①実績【人】	591	617	641	643	696

2号認定（保育ニーズ）量の見込み・確保方策

区分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
市全域	①量の見込み【人】	717	666	624	593	562
	②確保方策	783	783	783	740	737

※令和2年度に、蒲江こども園、竹野保育所、西浦保育所、森崎保育所が統合するため、定員の見直しを行いました。

※みなみ保育園、みなと保育園、佐伯保育園、ふれあい保育園、松浦保育園、さくら保育園のこども園化に伴い、定員の見直しを行いました。

(4) 3号認定(0-2歳児)の実績・量の見込み・確保方策

3号認定(0-2歳児)実績

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①実績【人】	585	556	546	558	551

3号認定(0-2歳児)量の見込み・確保方策

区分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
市全域	①量の見込み【人】	548	524	496	474	446
	②確保方策	757	757	757	736	719

※令和2年度に、弥生こども園が増員、蒲江こども園、竹野保育所、西浦保育所、森崎保育所が統合するため、定員の見直しを行いました。

※令和2年度以降、事業所内保育等を増やすことで、0～2歳児の定員を増やします。

※みなみ保育園、みたと保育園、佐伯保育園、ふれあい保育園、松浦保育園、さくら保育園のこども園化に伴い、定員の見直しを行いました。

(5) 3号認定(0歳児)の実績・量の見込み・確保方策

3号認定(0歳児)実績

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①実績【人】	64	45	58	48	44

3号認定(0歳児)量の見込み・確保方策

区分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
市全域	①量の見込み【人】	95	91	86	74	70
	②確保方策	—	—	—	—	—

(6) 3号認定(1-2歳児)の実績・量の見込み・確保方策

3号認定(1-2歳児)実績

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①実績【人】	521	511	488	510	507

3号認定(1-2歳児)量の見込み・確保方策

区分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
市全域	①量の見込み【人】	453	433	410	400	376
	②確保方策	—	—	—	—	—

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

事業実績

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
実施か所【か所】	0	0	0	0	0

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み【か所数】	1	1	1	1	1
②確保方策【か所数】	1	1	1	1	1

※母子保健型

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

事業実績

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
利用人数【人日】	21,008	19,892	14,849	17,668	-
実施か所【か所】	7	7	6	7	7

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み【人日】	25,812	24,600	23,316	22,188	21,204
②確保方策	人数【人回/月】	25,812	24,600	23,316	22,188
	実施か所【か所】	7	7	7	7

※ニーズ調査より算出

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現状】

事業実績

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
受診者数【人回】	5,859	5,559	4,330	4,668

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み【人回】	4,524	4,304	4,082	3,900	3,757
②確保方策	4,524	4,304	4,082	3,900	3,757

※実績値より算出

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現状】

事業実績

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
実績【人】	451	457	405	350

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み【人】	348	331	314	300	289
②確保方策	348	331	314	300	289

※推計児童数を掲載

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】

事業実績

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
実績【人】	127	149	100	103

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み【人】	119	119	119	119	119
②確保方策【人】	119	119	119	119	119

※過去の実績平均値を計上

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現状】

事業実績

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
実績【人日】	11	31	21	4

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み【人日】	11	10	10	86	100
②確保方策【人日】	11	10	10	86	100

※ニーズ調査結果より算出

令和3年度に佐伯市内に「家庭児童支援センターHOPE」が設置されました。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（就学児）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

事業実績

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
実績【人日】	122	19	45	337

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み【人日】	337	337	337	337	337
②確保方策【人日】	337	337	337	337	337

※過去の実績最大値を計上

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【現状】

事業実績

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
在園児対応型【人日】	0	0	27,107	35,660
在園児対応型以外【人日】	643	462	470	823

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	在園児対応型【人日】	46,538	46,538	46,538	29,445	29,445
	在園児対応型以外【人日】	2,250	4,200	4,200	1,005	1,005
②確保方策	在園児対応型【人日】	46,538	46,538	46,538	46,538	46,538
	在園児対応型以外【人日】	2,250	4,200	4,200	4,200	4,200

※過去の実績値より算出

※令和2年10月から、さいき城山桜ホールで、一時預かり事業を実施するため、在園児対応型以外の量の見込み及び確保方策を増やしています。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

【現状】

事業実績

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
利用実人数【人】	219	324	231	287

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み【人】	512	481	453	485	478
②確保方策	確保人数【人】	512	481	453	485
	か所数【か所】	10	10	10	10

※ニーズ調査結果より算出

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【現状】

事業実績

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
利用実人数【人日】	528	469	461	269

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み【人日】	431	431	431	930	930
②確保方策	確保人数【人日】	431	431	930	930
	か所数【か所】	1	1	1	1

※過去の実績平均値を計上

(11) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

事業実績

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
申請人数【人】（低学年）	589	587	600	661
申請人数【人】（高学年）	133	156	171	174
申請人数【人】（小学生）	722	743	771	835
申請人数【人】（幼稚園）	188	193	145	92

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	全体【人】	871	853	836	948	1,009
	低学年	690	676	662	697	730
	高学年	181	177	174	251	279
②確保方策	定員数【人】	1,105	1,105	1,105	1,145	1,145
	か所数【か所】	23	23	23	24	24

※過去の実績値より算出

※利用する児童数の増加に対応するため、支援の単位を1つ増やします。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

（世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業）

実費徴収に係る補足給付を行う事業（世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業）です。必要に応じて検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るです。必要に応じて検討していきます。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向や職員体制等を勘案しながら、認定こども園に移行する場合には、必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及・促進を図ります。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育，地域の子育て支援の役割および推進方策

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育教諭等の確保、専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の確保及び資質向上支援に努めます。

(3) 幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保・幼・こ・小連携)について

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学童期や思春期に至る子どもの育ちを確保するため、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携強化を図っていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019(令和元)年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、大分県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となります。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等について、大分県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、大分県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

1 計画の進捗管理・評価方法

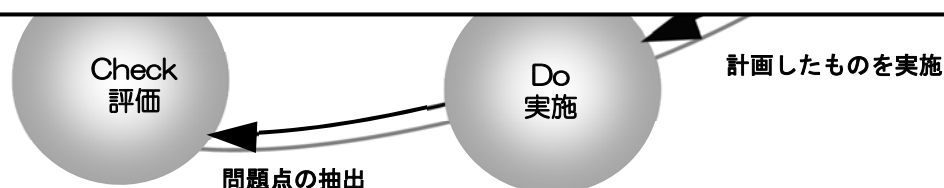
本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

計画に基づく「教育・保育の量の見込み・確保方策」、「地域子ども子育て支援事業の量の見込み・確保方策」、「基本理念に基づく子育て・子育て施策」について、毎年の進捗状況をPDCAサイクルを用いて庁内で点検するとともに、佐伯市子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。

また、検証した結果に基づいて施策の見直しを行い、必要に応じて計画を修正していきます。

第6章以降も変更なしのため 省略 (事業計画P78～P83)

に基づ
あら



2 関係機関との連携強化

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めたもので、計画の推進には、教育、保育、母子保健、障がい福祉等、多様な関係機関との連携が必要です。

庁内においても各課で連携して横断的な施策に取り組むとともに、市民、家庭、地域、事業者、各種団体、他の行政機関等がそれぞれの役割を理解しながら、相互に連携をし、取組を広げていきます。

第 2 期 佐伯市子ども・子育て支援事業計画

令和 2 年～ 6 年度

発行：佐伯市

編集：福祉保健部 こども福祉課

住所：大分県佐伯市中村南町 1 番 1 号

TEL：0972-22-3111

FAX：0972-22-3124

ホームページ URL:<http://www.city.saiki.oita.jp/>